



長野県報

7月17日(火)
平成19年
(2007年)
第1880号

目次

条 例

長野県松本空港条例の一部を改正する条例(交通政策課)	3
長野県人権政策審議会条例(人権・男女共同参画課)	3
長野県男女共同参画社会づくり条例の一部を改正する条例(人権・男女共同参画課)	3
長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例(人事課)	4
長野県退職年金及び退職一時金に関する条例の一部を改正する条例(職員課)	4
長野県県税条例の一部を改正する条例(税務課)	4
特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例(市町村課)	8
長野県議会議員及び長野県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例(市町村課)	8
長野県公衆衛生専門学校条例の一部を改正する条例(医療政策課)	9
長野県環境影響評価条例の一部を改正する条例(環境政策課)	9
長野県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例(警務課)	9

規 則

長野県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部を改正する規則(職員課)	10
長野県県税に関する規則の一部を改正する規則(税務課)	10
長野県組織規則の一部を改正する規則(行政改革課)	20
長野県警察組織に関する規則の一部を改正する規則(警務課)	20

告 示

平成19年3月30日専決処分した平成18年度補正予算の要領(財政課)	21
平成19年7月9日成立した平成19年度補正予算の要領(財政課)	22
議会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程(総務課)	22
議会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程に基づく手続き(総務課)	23

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(2件)(NPO活動推進課)	24
クリーニング師試験(食品・生活衛生課)	24
大規模小売店舗立地法に基づく取下書の提出(産業政策課)	25
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧(産業政策課)	25
県営土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分(2件)(農地整備課)	30
土地区画整理事業の換地処分(都市計画課)	30
土地改良事業の施行に伴う換地計画認可申請の縦覧(農地整備課)	30

訓 令

本庁の内部部局及び会計局の係の名称及びその分掌事務に関する規程の一部改正(行政改革課)	31
---	----

本号で公布された条例のあらまし

◇ 長野県松本空港条例の一部を改正する条例(条例第33号)

- 1 県民の利便性向上と県内経済及び観光の発展の観点から、航空会社が国内チャーター便を運航しやすい環境を整えるため、当分の間、国内チャーター便の着陸料を無料とするほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、平成19年8月1日から施行します。

◇ 長野県人権政策審議会条例(条例第34号)

- 1 人権政策に関する重要事項について調査審議するため、長野県人権政策審議会を設置するほか、長野県部落解放審議会条例を廃止しました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 長野県男女共同参画社会づくり条例の一部を改正する条例(条例第35号)

- 1 男女共同参画社会づくりの促進に関する施策の実効性を高めるため、長野県男女共同参画審議会に新たな任務を追加することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例(条例第36号)

- 1 雇用保険法の一部改正により失業等給付の受給資格要件が改正されたこと等に伴い、失業者の退職手当の規定について所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、平成19年10月1日(一部の規定は、平成22年4月1日)から施行します。

◇ 長野県退職年金及び退職一時金に関する条例の一部を改正する条例(条例第37号)

- 1 恩給法の一部改正に伴い、重度障害の成年の子についての転給要件の見直しと過誤払いの調整規定の整備を行いました。
- 2 この条例は、平成19年10月1日(調整規定については、公布の日)から施行します。

◇ 長野県県税条例の一部を改正する条例(条例第38号)

- 1 信託法の制定に伴う地方税法の一部改正により、法人県民税と法人事業税について、信託段階において受託者を納税義務者として信託資産ごとに法人とみなして課税するほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、信託法の施行の日(一部の規定は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日、平成20年4月1日及び公布の日)から施行します。

◇ 特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例(条例第39号)

- 1 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙長、選挙分会長及び選挙立会人の報酬日額を改定することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 長野県議会議員及び長野県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例(条例第40号)

- 1 公職選挙法の一部改正に伴い、県知事選挙において選挙運動用のピラの作成について公費負担できるよう所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 長野県公衆衛生専門学校条例の一部を改正する条例(条例第41号)

- 1 長野県公衆衛生専門学校(長野市)について所期の目的を達成したことから、学科を閉科するほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、平成21年4月1日から施行します。

◇ 長野県環境影響評価条例の一部を改正する条例(条例第42号)

- 1 環境への影響の程度が著しいものとなるおそれがあるため、対象事業に風力発電所の建設を追加することとしました。
- 2 この条例は、平成19年10月1日から施行します。

◇ 長野県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例(条例第43号)

- 1 犯罪による収益の移転防止に関する法律の制定に伴い、所掌する事務を追加することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

条例

長野県松本空港条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成19年 7月17日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第33号

長野県松本空港条例の一部を改正する条例

長野県松本空港条例(昭和39年長野県条例第99号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出し中「納付」を「額」に改め、同項中「次の各号」を「第1号から第4号まで」に、「着陸のため空港の施設を使用する者は、第15条第1項の規定にかかわらず、着陸料の納付を要しない」を「着陸料の額に係る別表の1の規定の適用については、同1の(1)中「合計額」とあるのは「合計額に零を乗じて得た額」と、同1の(2)中「定める額」とあるのは「定める額に零を乗じて得た額」とし、第5号に掲げる航空機の着陸料の額に係る別表の1の規定の適用については、同1の(1)中「合計額」とあるのは「合計額に3分の2を乗じて得た額」と、同1の(2)中「定める額」とあるのは「定める額に3分の2を乗じて得た額」とする」に改め、同項第1号中「次号」を「次号及び第3号」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 空港と本邦の他の地点との間において航行する航空機で、運航計画に基づかないで空港に着陸するもの
附則第2項に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げる航空機以外の航空機
附則第3項を削る。

附則

この条例は、平成19年8月1日から施行する。

交通政策課

長野県人権政策審議会条例をここに公布します。

平成19年 7月17日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第34号

長野県人権政策審議会条例

(設置)

第1条 人権政策に関する重要事項について調査審議するため、長野県人権政策審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 審議会は、人権政策に関する重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議するものとする。

2 審議会は、前項に規定する重要事項について調査審議し、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、識見を有する者のうちから知事が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、

前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(長野県部落解放審議会条例の廃止)

2 長野県部落解放審議会条例(昭和27年長野県条例第82号)は、廃止する。

(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員等の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表第2の2中 「国民保護協議会の委員」を

「国民保護協議会の委員
人権政策審議会の委員」に、

「部落解放審議会の委員
保育士試験委員」を

「保育士試験委員」に改める。

人権・男女共同参画課

長野県男女共同参画社会づくり条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成19年 7月17日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第35号

長野県男女共同参画社会づくり条例

長野県男女共同参画社会づくり条例(平成14年長野県条例第59号)の一部を次のように改正する。

第34条に次の1項を加える。

2 審議会は、前項第2号に規定する施策の実施状況について調査審議し、知事に意見を述べるができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

人権・男女共同参画課

長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成19年7月17日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第36号

長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例

長野県職員退職手当条例（昭和28年長野県条例第67号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「6月以上」を「12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして人事委員会の定める者をいう。以下この条において同じ。）にあつては、6月以上）」に、「雇用保険法（昭和49年法律第116号）」を「同法」に、「同法第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして人事委員会の定める者を同項」を「特定退職者を同法第23条第2項」に改め、同条第3項中「6月以上」を「12月以上（特定退職者にあつては、6月以上）」に改め、同条第17項中「又は船員保険法（昭和14年法律第73号）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第10条第17項の改正規定及び附則第3項の規定は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の長野県職員退職手当条例第10条第1項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の長野県職員退職手当条例第10条第17項の規定による退職手当は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）附則第42条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第4条の規定による改正前の船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による失業等給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

人 事 課

長野県退職年金及び退職一時金に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成19年7月17日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第37号

長野県退職年金及び退職一時金に関する条例の一部を改正する条例

長野県退職年金及び退職一時金に関する条例（昭和32年長野県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第18条の次に次の2条を加える。

（年金の支払の調整）

第18条の2 年金の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金が支払われたときは、その支払われた年金は、その後支払うべき年金の内払とみなすことができる。年金を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、

その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の年金が支払われた場合における当該年金の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。

第18条の3 年金である給付を受ける権利を有する者が死亡したためその受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該年金である給付の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき年金である給付があるときは、規則で定めるところにより、当該年金である給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金に係る債権の金額に充当することができる。

第48条中「重度障害」を「職員又は準職員の死亡の当時から重度障害」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第18条の次に2条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（成年の子の遺族年金に関する経過措置）

2 この条例による改正前の長野県退職年金及び退職一時金に関する条例第48条の規定は、この条例の施行の際現に遺族年金を受ける権利又は資格を有する成年の子については、この条例による改正後の長野県退職年金及び退職一時金に関する条例第48条の規定にかかわらず、なおその効力を有する。

職 員 課

長野県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成19年7月17日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第38号

長野県県税条例の一部を改正する条例

長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「、第5号」を「、第4号の2に掲げる者に対しては法人税割額によって、第5号」に改め、同項第4号の次に次の1号を加える。

(4)の2 法人課税信託（法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。）の引受けを行うことにより法人税を課される個人で県内に事務所又は事業所を有するもの

第18条第3項中「行うもの」の次に「又は法人課税信託の引受けを行うもの」を、「当該収益事業」の次に「又は法人課税信託の信託事務」を加え、同条第4項中「収益事業」の次に「又は法人課税信託の信託事務」を加え、同条第5項中「含む。」の次に「又は法人課税信託の引受けを行うもの」を加え、「本節」を「この節」に改め、「これに」を削る。

第18条の2を第18条の3とし、第18条の次に次の1条を加える。

（法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用）

第18条の2 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項及び次項において同じ。）

及び固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。次項において同じ。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節（前条、第28条、第30条、第31条を除く。第3項から第5項までにおいて同じ。）の規定を適用する。

- 2 前項の場合において、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。
- 3 所得税法第6条の3の規定は、前2項の規定をこの節の規定中個人の県民税に関する規定において適用する場合について準用する。
- 4 法人税法第4条の7の規定は、第1項及び第2項の規定をこの節の規定中法人の県民税に関する規定において適用する場合について準用する。
- 5 第1項、第2項及び前項の規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合においては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第28条第1項の表の第1号	資本金等の額	当該法人に係る固有法人（法人課税信託の受託者である法人について、第18条の2第1項及び第2項の規定により、当該法人課税信託に係る同条第1項に規定する固有資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この節において同じ。）の資本金等の額
第28条第1項の表の第2号から第4号まで	資本金等の額	当該法人に係る固有法人の資本金等の額
第28条第3項	法人の	法人に係る固有法人の
	現在における	現在における当該法人に係る固有法人の
第29条第1項	寮等所在地	寮等（当該法人が固有法人である場合にあつては、当該固有法人に係る法人課税信託の受託者の有するすべての事務所、事業所又は寮等。）所在地

第29条第2項中「若しくは第82条の7第1項の控除限度額若しくはは」を「の控除限度額又は」に改め、「又は同法第145条の7において準用する同法第82条の7第1項の控除限度額」を削る。

第33条の4第1項中「信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）により同法第1条第1項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。）を「法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人」に、「合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託（所得税法第176条第2項に規定する特定投資信託以外の投資信託をいう。」を「集団投資信託（所得税法第13条第3項第1号に規定する集団投資信託をいい、国内にある営業所に信託されたものに限る。」に、「合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託」を「集団投資信託」に改め、同条

第2項中「合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託」を「集団投資信託」に改める。

第33条の18第1項中「証券業者等」を「金融商品取引業者等」に改める。

第34条第1項第1号中「及び第3号」を削り、同号のイ中「法第72条の24の7第6項」を「法第72条の24の7第5項」に改め、「財団」の次に「、第4項に規定するみなし課税法人」を加え、「第2条第19項」を「第2条第12項」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同条第3項中「をいう。）」の次に「又は法人課税信託（法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。）の引受け」を加え、同条に次の1項を加える。

- 4 法人課税信託の引受けを行う個人（以下この節において「みなし課税法人」という。）には、第2項の規定により個人が行う事業に対する事業税を課するほか、法人とみなして、法人が行う事業に対する事業税を課する。

第34条の2第1項第1号中「及び第3号」を削り、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同条第2項中「の各特定信託の各計算期間の所得は同条第7項の規定により、前項第3号」を削り、同条を第34条の3とし、第34条の次に次の1条を加える。

（法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用）

第34条の2 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項から第3項までにおいて同じ。）及び固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。次項及び第7項において同じ。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節（前条、第39条の4から第39条の6までを除く。第3項から第5項まで、第7項及び第8項において同じ。）の規定を適用する。

- 2 前項の場合において、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。
- 3 法人税法第4条の7の規定は、受託法人（法人課税信託の受託者である法人（その受託者が個人である場合にあつては、当該受託者である個人）について、前2項の規定により、当該法人課税信託に係る信託資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この節において同じ。）又は法人課税信託の受益者について前2項の規定をこの節において適用する場合について準用する。
- 4 法人税法第4条の8及び第152条第1項の規定は、第1項及び第2項の規定をこの節の規定中法人が行う事業に対する事業税に関する規定において適用する場合について準用する。
- 5 所得税法第6条の3の規定は、第1項及び第2項の規定をこの節の規定中個人が行う事業に対する事業税に関する規定において適用する場合について準用する。
- 6 前条第1項第1号のアに掲げる法人で受託法人であるものに対しては、付加価値割及び資本割を課さない。
- 7 みなし課税法人で受託法人であるものに対しては個人が行う事業に対する事業税を、みなし課税法人で固有法人（法人課税信託の受託者である法人（その受託者が個人である場合にあつては、当該受託者である個人）について、第1項及び第2項の規定により、当該法人課税信託に係る固有資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。

以下この節において同じ。)であるものに対しては法人の行う事業に対する事業税を課さない。

- 8 第1項から第4項までの規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合においては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第36条第1項第1号及び第3項第1号	掲げる法人	掲げる法人で固有法人であるもの
第36条第1項第3号及び第3項第3号	その他の法人	その他の法人(第34条第1項第1号のアに掲げる法人で受託法人であるものも含む。)
第36条第3項	法人で	受託法人及び他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う固有法人で

第36条第1項中「特定信託の受託者である法人の行う信託業(特定信託に係るものに限る。)

- (2) 特別法人 各事業年度の所得及び清算所得に100分の6.6を乗じて得た金額

- (3) その他の法人 各事業年度の所得及び清算所得に100分の9.6を乗じて得た金額

第36条第4項を同条第3項とする。

第39条の2第1項中「法人及び」を「法人又は」に改め、「個人」の次に「若しくはみなし課税法人」を加え、同項第1号中「住所」の次に「又は所在地」を加え、同項第3号中「、事業年度及び資本金等の額」を削り、同項に次の1号を加える。

- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
第39条の2の2を次のように改める。

(法人課税信託の名称等の申告義務)

第39条の2の2 法人課税信託の受託者(当該法人課税信託の受託者が2以上ある場合には、当該法人課税信託の信託事務を主宰する受託者(以下この条において「主宰受託者」という。))は、当該法人課税信託の効力が生ずる日(一の約款に基づき複数の信託契約が締結されるものである場合にはその最初の契約が締結された日とし、法人課税信託以外の信託が法人課税信託に該当することとなった場合にはその該当することとなった日とする。)以後2月以内に、当該法人課税信託の名称その他の規則で定める事項を主たる事務所又は事業所所在地の地方事務所長に申告しなければならない。

- 2 法人課税信託について新たな受託者が就任した場合には、その就任した受託者(当該法人課税信託の受託者が2以上ある場合には、その主宰受託者とする。)は、その就任の日以後2月以内に、当該法人課税信託の名称その他の規則で定める事項を主たる事務所又は事業所所在地の地方事務所長に申告しなければならない。

- 3 法人課税信託について受託者の任務が終了した場合には、その任務の終了に伴いその信託事務の引継ぎをした受託者(その引継ぎの直前において当該法人課税信託の受託者が2以上あった場合には、その主宰受託者)は、その引継ぎをした日以後2月以内に、当該法人課税信託の名称その他の規則で定める事項を主たる事務

所又は事業所所在地の地方事務所長に申告しなければならない。

- 4 一の法人課税信託の受託者が2以上ある場合において、その主宰受託者の変更があつた場合においては、その変更前の主宰受託者及びその変更後の主宰受託者は、それぞれ、その変更の日以後2月以内に、当該法人課税信託の名称その他の規則で定める事項を主たる事務所又は事業所所在地の地方事務所長に申告しなければならない。

- 5 前各項の規定によつて申告した事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から10日以内に、その旨を申告しなければならない。

第39条の9第1項中「事業者(同法)」を「事業者(消費税法)」に改め、「免除される事業者」の次に「(同法第15条第1項に規定する法人課税信託の受託者にあつては、同条第3項に規定する受託事業者及び同条第4項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務がすべて免除される事業者に限る。)」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用)

第39条の9の2 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等(信託財産に属する資産及び当該信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等をいう。以下この条において同じ。)及び固有資産等(法人課税信託の信託資産等以外の資産及び課税資産の譲渡等をいう。以下この条において同じ。)ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節(第39条の9を除く。以下この条において同じ。)の規定を適用する。

- 2 前項の場合において、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。

- 3 個人事業者が受託事業者(法人課税信託の受託者について、前2項の規定により、当該法人課税信託に係る信託資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者をいう。以下この項において同じ。)である場合には、当該受託事業者は、法人とみなして、この節の規定を適用する。

- 4 一の法人課税信託の受託者が2以上ある場合には、各受託者の当該法人課税信託に係る信託資産等は、当該法人課税信託の信託事務を主宰する受託者(次項において「主宰受託者」という。)の信託資産等とみなして、この節の規定を適用する。

- 5 前項の規定により主宰受託者の信託資産等とみなされた当該信託資産等に係る地方消費税については、主宰受託者以外の受託者は、その地方消費税について、連帯納付の責めに任ずる。

第143条第5項を削り、同条第6項を同条第5項とする。

第144条第1項中「、農村工業等導入地区又は誘導地域」を「又は農村工業等導入地区」に改め、同項の表中誘導地域の項を削る。

附則第1条の次に次の1条を加える。

(公益信託に係る県民税の課税の特例)

第1条の2 当分の間、公益信託(公益信託=関スル法律(大正11年法律第62号)第1条に規定する公益信託(法人税法第37条第6項に規定する特定公益信託を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の信託財産について生ずる所得については、公益信託の委託者又はその相続人その他の一般承継人が当該公益信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなして、第2章第1節の規定を適用する。

- 2 公益信託は、第18条第1項第4号の2に規定する法人課税信託に該当しないものとする。

附則第4条第1項中「、証券投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に規定する証券投資信託及びこれに類する同条第28項に規定する外国投資信託をいう。)」を「又は証券投資信託(同法第2条第1項第13号に規定する証券投資信託をいう。)」に改め、「若しくは特定投資信託(法人税法第2条第29号の3のイに掲げる信託をいう。以下この条において同じ。)」を削り、「所得税法第9条第1項第11号」を「同法第9条第1項第11号」に改め、「又は特定目的信託(資産の流動化に関する法律第2条第13項に規定する特定目的信託をいう。以下この条において同じ。)」の収益の分配」を削り、「所得税法第24条」を「同法第24条」に改め、同項第1号中「、特定株式投資信託」を「又は特定株式投資信託」に改め、「又は特定投資信託」及び「及び特定目的信託の収益の分配」を削る。

附則第4条の3中「平成20年3月31日」を「平成21年3月31日」に改める。

附則第4条の4第1項第3号中「、第41条の18若しくは第41条の19の2」を「、第41条の3の2、第41条の18、第41条の19の2若しくは第41条の19の3」に改める。

附則第10条第3項中「第36条の5から第37条まで」を「第36条の5、第37条」に改める。

附則第11条の2の2第1項中「証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第20項に規定する有価証券先物取引」を「金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第28条第8項第3号のイに掲げる取引」に改める。

附則第11条の2の3第1項中「平成20年度」を「平成21年度」に改める。

附則第11条の2の4第1項中「平成19年12月31日」を「平成20年12月31日」に改める。

附則第13条第1項中「資本の金額若しくは出資金額」を「資本金の額若しくは出資金の額」に改め、同条第2項中「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改める。

附則第13条の2を附則第13条の2の3とし、第13条の次に次の2条を加える。

(公益信託に係る事業税の課税の特例)

第13条の2 当分の間、公益信託(公益信託=関スル法律第1条に規定する公益信託(法人税法第37条第6項に規定する特定公益信託を除く。))をいう。次項において同じ。)の委託者又はその相続人その他の一般承継人(以下この項において「委託者等」という。)は当該公益信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該委託者等の収益及び費用とみなして、第2章第2節の規定を適用する。

2 公益信託は、第34条第3項に規定する法人課税信託に該当しないものとする。

(公益信託に係る地方消費税の課税の特例)

第13条の2の2 当分の間、公益信託(公益信託=関スル法律第1条に規定する公益信託(法人税法第37条第6項に規定する特定公益信託を除く。))をいう。次項において同じ。)の委託者又はその相続人その他の一般承継人(以下この項において「委託者等」という。)は当該公益信託の信託財産に属する資産を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡

等(第39条の9第1項に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下この項において同じ。)は当該委託者等の課税資産の譲渡等とみなして、第2章第2節の2の規定を適用する。

2 公益信託は、法第72条の80第1項ただし書に規定する法人課税信託に該当しないものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第18条第1項及び第3項から第5項までの改正規定、第18条の2を第18条の3とし、第18条の次に1条を加える改正規定、第29条第2項及び第33条の4の改正規定、第34条第1項の改正規定(同項第1号のイに係る部分(「第2条第19項」を「第2条第12項」に改める部分に限る。))を除く。)、同条第3項の改正規定、同条に1項を加える改正規定、第34条の2の改正規定、第34条の2を第34条の3とし、第34条の次に1条を加える改正規定、第36条の改正規定、第39条の2第1項の改正規定(「法人及び」を「法人又は」に改め、「個人」の次に「若しくはみなし課税法人」を加える部分に限る。)、第39条の2の2及び第39条の9第1項の改正規定、第39条の9の次に1条を加える改正規定、附則第1条の次に1条を加える改正規定、附則第4条第1項及び同項第1号の改正規定、附則第13条の2を附則第13条の2の3とし、第13条の次に2条を加える改正規定 信託法(平成18年法律第108号)の施行の日

(2) 第33条の18第1項の改正規定、第34条第1項第1号のイの改正規定(「第2条第19項」を「第2条第12項」に改める部分に限る。)、附則第11条の2の2第1項の改正規定 証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)の施行の日

(3) 附則第4条の4第1項第3号及び附則第10条第3項の改正規定 平成20年4月1日

(4) 前3号に掲げる規定以外の規定 公布の日
(信託法の制定に伴う県民税、事業税及び地方消費税に関する規定の適用)

2 この条例による改正後の長野県県税条例(以下「新条例」という。)第18条、第29条、第34条、第34条の2、第34条の3、第36条、第39条の9、第39条の9の2、附則第1条の2、第13条の2及び第13条の2の2の規定は、信託法の施行の日以後に効力が生ずる信託(遺言によってされた信託にあつては同日以後に遺言がされたものに限り、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第109号)第3条第1項、第6条第1項、第11条第2項、第15条第2項、第26条第1項、第30条第2項又は第56条第2項の規定により同法第3条第1項に規定する新法信託とされた信託(以下この項及び次項において「新法信託」という。))を含む。)について適用し、同日前に効力が生じた信託(遺言によってされた信託にあつては同日前に遺言がされたものを含み、新法信託を除く。)については、別段の定めがあるものを除き、なお従前の例による。

3 新条例第18条の2の規定は、信託法の施行の日以後に効力が生ずる法人課税信託(遺言によってされた信託で法人課税信託に該当するものにあつては同日以後に遺言がされたものに限り、新法信託に該当する法人課税信託を含む。)について適用する。

4 信託法の施行の日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあつては同日前に遺言がされたものを含み、地方税法の一部を改正する法律（平成19年法律第4号）による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）（第7項において「旧法」という。）第24条の3第1項ただし書に規定する信託を除く。以下この項及び次項において「旧信託」という。）が法人課税信託（法人税法第2条第29号の2のロに掲げる信託を除く。）に該当することとなつた場合には、当該旧信託を新条例第18条の2第3項において準用する所得税法等の一部を改正する法律（平成19年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（次項において「新所得税法」という。）第6条の3第6号に規定する受益者等がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託として、同号の規定を適用する。

5 旧信託が信託法の施行の日以後に法人課税信託（法人税法第2条第29号の2のロに掲げる信託に限る。）に該当することとなつた場合には、当該信託を新条例第18条の2第3項において準用する新所得税法第6条の3第7号に規定する受益者等がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託として、同号の規定を適用する。

6 新条例第33条の4の規定は、同条第1項に規定する集団投資信託の信託財産について信託法の施行の日以後に徴収される利子割の額について適用し、この条例による改正前の長野県県税条例（第8項において「旧条例」という。）第33条の4第1項に規定する合同運用信託又は特定投資信託以外の信託財産について同日前に徴収された利子割の額については、なお従前の例による。

7 信託法の施行の日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあつては同日前に遺言がされたものを含み、旧法第72条の3第1項ただし書に規定する信託を除く。以下この項において「旧信託」という。）が同日以後に法人課税信託に該当することとなつた場合には、当該旧信託を新条例第34条の2第3項において準用する所得税法等の一部を改正する法律（平成19年法律第6号）第2条の規定による改正後の法人税法第4条の7第9号に規定する受益者等がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託として、同号の規定を適用する。

8 新条例附則第4条第1項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が信託法の施行の日以後に同条第1項に規定する配当所得を有することとなる場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に旧条例附則第4条第1項に規定する配当所得を有することとなる場合については、なお従前の例による。

（信州に安全・安心・安定をもたらす県民を応援する県税の特例に関する条例の一部改正）

9 信州に安全・安心・安定をもたらす県民を応援する県税の特例に関する条例（平成18年長野県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第143条第6号」を「第143条第5号」に改める。

税 務 課

特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成19年7月17日

長野県知事 村 井 仁

長野県条例第39号

特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員等の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2中

10,700円
8,900円

を

10,600円
8,800円

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

市 町 村 課

長野県議会議員及び長野県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成19年7月17日

長野県知事 村 井 仁

長野県条例第40号

長野県議会議員及び長野県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

長野県議会議員及び長野県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例（平成6年長野県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第141条第8項」の次に「、第142条第11項」を、「使用」の次に「、法第142条第1項第3号のビラ（長野県知事の選挙の場合に限る。以下「ビラ」という。）」を加える。

第11条を第15条とし、第10条中「第7条」を「第11条」に改め、同条を第14条とする。

第9条中「第7条」を「第11条」に改め、同条を第13条とする。

第8条中「第10条」を「第14条」に改め、同条を第12条とする。

第7条を第11条とし、第6条の次に次の4条を加える。

（ビラの作成の公費負担）

第7条 候補者は、次条に定める額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

（ビラの作成の公費負担の限度額）

第8条 前条の規定によりビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、第10条の表に定めるところにより算定した金額にビラの作成枚数（当該作成枚数が16万枚を超える場合には、16万枚）を乗じて得た金額とする。

（ビラの作成の契約締結の届出）

第9条 第7条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間においてビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(ピラの作成の公費負担額及び支払手続)

第10条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるピラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたピラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該算定した金額）に当該ピラの作成枚数（当該候補者を通じて、16万枚の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ピラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ピラの作成を業とする者に対して支払う。

区 分	金 額
当該ピラの作成枚数が5万枚以下である場合	7円30銭
当該ピラの作成枚数が5万枚を超える場合	4円88銭にその5万枚を超える数を乗じて得た金額に36万5,000円を加えた金額を当該ピラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数を1銭に切り上げる。）

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の長野県議会議員及び長野県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

市町村課

長野県公衆衛生専門学校条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成19年7月17日

長野県知事 村 井 仁

長野県条例第41号

長野県公衆衛生専門学校条例の一部を改正する条例

長野県公衆衛生専門学校条例（昭和40年長野県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中「保健師及び」を削り、「設置」を「伊那市に設置」に改める。

第3条を次のように改める。

(学科及び修業年限)

第3条 学校に歯科衛生士学科を置き、その修業年限は2年とする。

第4条中「に掲げる学科の区分に従い、当該各号」を削り、「あつて」を「あって」に改め、同条各号を次のように改める。

- 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 学校教育法第56条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

- 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第69条の規定に該当し、大学入試に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
- 別表を削る。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

医療政策課

長野県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成19年7月17日

長野県知事 村 井 仁

長野県条例第42号

長野県環境影響評価条例の一部を改正する条例

長野県環境影響評価条例（平成10年長野県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表の15中「14」を「15」に改め、同15を同表の16とし、同表の6から14までを1ずつ繰り下げ、同表の5の次に次のように加える。

6 風力発電所の建設

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

- この条例の施行の際、当該施行により新たに対象事業となる事業であって、この条例の施行の日前に電気事業法（昭和39年法律第170号）第47条第1項若しくは第2項の規定による認可又は同法第48条第1項の規定による届出がなされたもの（この条例の施行の日以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更のみをして実施されるものに限る。）については、第2章から第10章までの規定は、適用しない。

- 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置に関する事項は、規則で定める。

環境政策課

長野県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成19年7月17日

長野県知事 村 井 仁

長野県条例第43号

長野県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例

長野県警察の組織に関する条例（昭和29年長野県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1号を加える。

- 犯罪による収益の移転防止に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

警務課